

## 茨城県立医療大学附属病院褥瘡対策チーム会議要領

### (目的)

第1条 この要領は、茨城県立医療大学附属病院褥瘡対策・栄養サポート委員会要綱第2条第3項に基づき設置する褥瘡対策チーム会議（以下「チーム会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第2条 チーム会議は、褥瘡対策・栄養サポート委員会（以下「委員会」という。）の委員長，副委員長，委員会の構成員である医師及び看護師をもって組織する。

### (協議事項)

第3条 チーム会議は、原則として月1回開催し、委員会の開催のあるときは委員会と併せて開催し以下の事項を協議する。

- (1) 褥瘡を有する入院患者の状況の確認並びに治療内容の検討
- (2) 「褥瘡対策に関する診療計画書」の作成状況の確認
- (3) その他必要な事項

### (リーダー及びサブリーダー)

第4条 チーム会議にはリーダー及びサブリーダーを置き、リーダーには委員会の委員長をサブリーダーには副委員長を充てる。

### (会議)

第5条 リーダーはチーム会議を招集し、議長にあたる。

### (会議の成立)

第6条 チーム会議は構成員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

### (構成員以外の出席)

第7条 リーダーは必要と認めるときはチーム会議の構成員以外の職員をチーム会議へ出席させ、協議事項の説明を求め、意見を述べさせることができる。

### (議事録)

第8条 議事録は事務局が作成し、議長がこれを確認し、事務局がこれを保管する。

### (公開)

第9条 チーム会議での審議結果については各部署へ周知徹底をはかる。ただし、審議内容によってはこの限りではない。

### (事務)

第8条 チーム会議に関する事務は、病院管理課で処理する。

### 付 則

この要領は、平成19年4月9日から施行する。

### 付 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。